

中小企業・小規模事業者が知っておくべき
取適法の実務対応

取適法セミナー

取適法改正の背景から、発注時の注意点、最新の違反事例、公正取引委員会・中小企業庁の調査対応まで、実務に役立つポイントをわかりやすく解説します。



こんなお悩みありませんか？

- ✓ 取適法の改正内容がよく分からない
- ✓ 自社の取引が法律違反にならないか不安
- ✓ 価格転嫁のための協議での注意点を知りたい
- ✓ 公正取引委員会の調査にはどう対応すればよいかわからない



2026年9月9日(水)
13:30～15:00

講師：藪内 俊輔 弁護士
弁護士法人 北浜法律事務所
東京事務所 パートナー



会場

さぬき市商工会 本所 研修室
住所：さぬき市志度5385番地30

定員

30名（定員になり次第、締切）

対象者

会員事業所

（事業者間で発注・受注を行う中小企業・小規模事業者）
※取適法の対象の詳細は、裏面をご参照ください。

申込締切日 8月31日（月）

お申込みは裏面へ

参加申込書

さぬき市商工会 行

本所（志度）TEL：087-894-3888 FAX：087-894-1533

支所（寒川）TEL：0879-43-2340 FAX：0879-43-2450

事業所名		
ご氏名 (4名様まで記入可)	①	②
	③	④
ご連絡先		

取適法とは？

取適法は、**事業者間の委託取引を適正に行うための法律**です。
発注事業者による代金の減額や支払遅延などを防ぎ、
適正な価格協議や公正な取引を推進することを目的としています。
令和8年1月から制度が改正され、対応が求められています。

取適法の概要

適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

対象取引

取引の内容

資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)

委託事業者	資本金3億円超	→	中小受託事業者	資本金3億円以下
	資本金1千万円超3億円以下			資本金1千万円以下
	従業員300人超			従業員300人以下

- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)

委託事業者	資本金5千万円超	→	中小受託事業者	資本金5千万円以下
	資本金1千万円超5千万円以下			資本金1千万円以下
	従業員100人超			従業員100人以下